

令和5年4月14日

内閣府 規制改革会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

各施設における保育者の不足は大変深刻な状況が継続している状況であり、直近の令和5年1月の保育士の有効求人倍率は3.12倍（対前年同月比で0.2ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.44倍（対前年同月比で0.17ポイント上昇）と比べると、以前高い水準で保育士の有効求人倍率は推移している。

保育の現場・職業の魅力向上検討会（第5回）参考資料1によれば、保育士登録者数は約154万人、施設等で従事していない者は約59万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等に従事していない者は95万人程度となっている。

このような中で、各施設は人材確保に苦慮しながらも、ハローワークを中心に求人票を提出し求人を行っているところであるが、なかなか就職につながらないことも多く、対応に苦慮し、人材紹介会社等に依頼をし、人材紹介のあっせんを受けることも多くある。

そのような場合、人材紹介会社に対し、人材紹介料として、多くの業者で入職する者の想定年収の25～30%を支払うことが多いようである。（年収300万円で90万、年収400万円120万円）

各施設においては、人員を確保するため、高い人材紹介料であっても支払わねば、雇用できない状況となっていることが施設経営の大変大きな負担となっている。

認定こども園等を運営する施設の収入源は「施設型給付費（公定価格）」及び「都道府県、市区町村からの給付金」であり、その計算根拠はすべての子どもの健やかな育ちと学びを保障するためのものである。

この人材紹介料に支払う部分が少しでも削減することができれば、さらに子どもの健やかな育ちと学びの保障のため、雇用した者の処遇の改善などに使用することができる。

そのような状況を鑑み、人材紹介会社の人材紹介料に関わる負担軽減策を進めていただきたけるよう、お願い申し上げます。

以上